

「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案」等に関する意見募集



環境省は2023年10月24日、「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案」等について、2023年11月23日まで意見募集を行いました。

「六価クロム」及び「大腸菌群数」について、水質汚濁防止法の環境基準における見直し状況を踏まえ、関連法令等が下記のように改正される予定です。

・水質汚濁防止法施行令・水質汚濁防止法施行規則

生活環境に係る規定項目について 大腸菌群数 → 大腸菌数

地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準について

六価クロム化合物 0.05 mg/L → 0.02 mg/L

・建築基準法施行令

浄化槽の汚水処理性能について

大腸菌群数(3,000 個/cm³以下)→大腸菌数(800CFU/mL以下)

・排水基準を定める省令

水質汚濁防止法における排出基準について

・六価クロム化合物の許容限度 0.5 mg/L → 0.2 mg/L

※電気めっき業に属する特定事業場には、暫定排水基準 0.5 mg/L を3年間適用

・大腸菌群数 → 大腸菌数(許容限度 800 CFU/mL)

・環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

・大腸菌群数 → 大腸菌数(検定方法は、関係省令にて別途定められる予定)

・六価クロム化合物の検定方法を分冊後の JIS K0102-3 とする

・地下浸透水の浸透等の規制に係る検定方法

・六価クロム化合物の基準値 0.04 mg/L → 0.01 mg/L

・検定方法は、分冊後の JIS K0102-3 とし、フレイム原子吸光法を公定法から除外

これらは2023年12月に公布され、六価クロム化合物に係る改正は2024年4月1日、大腸菌群数に係る改正は2025年4月1日から施行される予定です。

当社では、多くの排水分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2023年10月24日付 電子政府の総合窓口

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000261507>)を引用して作成

環境検査箇所 阪口玲子